

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第1回）  
議事概要

1. 日時 平成30年3月5日(月) 午前10時～12時

2. 場所 航空会館201会議室

3. 出席者

座長	武内ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	帝京科学大学教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	一般財団法人自然環境研究センター主席研究員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学准教授

事務局	米谷 仁	環境省大臣官房審議官
	永島 徹也	環境省自然環境局総務課長
	森田 紗世	環境省自然環境局総務課課長補佐
	則久 雅司	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	徳田 裕之	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	雨宮 俊	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室主査

4. 議事概要

審議官の挨拶、委員の紹介の後、座長の選出が行われ、武内委員が座長に就任した。座長の進行により、議事（1）（2）について検討が行われた。

（1）動物取扱業に係る動物の飼養管理方法等の制度の概要について

- 事務局より「資料1」動物取扱業に係る動物の飼養管理に関する制度等（概要）について説明した。質問・意見等はなかった。

（2）今後の検討の進め方について

- 事務局より「資料2」今後の検討の進め方(案)」について説明した後、以下の質問・意見等があった。

◆ 「基準」と「ガイドライン」の意味について

- 資料の記載に「基準」と「ガイドライン」とあるが、基準は罰則につながり、「ガ

イドライン」は推奨事項と捉えてよいか。(委員)

- 動物愛護管理法に記載されている「基準」には、基準としての性質を持つものと、ガイドライン・指針としての性質をもつもの、つまり業規制にあたり勧告等の根拠になっているものと、そうでないものがある。(事務局)
- また、環境省が過去に作成したガイドラインがあり、法令に根拠を置くものではないが、適正な飼い方・適切な譲渡のあり方の具体的手法・ノウハウ等を示しているものがある。(事務局)
- 今回資料で記載している「ガイドライン」は、法令に基づく取扱業の登録・取り消し・勧告・命令の根拠にするものと、それらの根拠にはせず、より望ましい適正な飼養方法の手法を示すものの2つに分けるイメージだが、ガイドラインをどのように位置づけるかは策定主体等によって変わってくると考えている。(事務局)
- 獣医師会等が作成した動物愛護管理法の解説書的なものがあるが、それもガイドラインのイメージか。(委員)
- ご指摘の文書は、法律上の義務とする基準ではなく、運用面で目安にする基準であり、より細かく運用する際の留意事項を示している。ガイドラインの定義をどうするかによると思う。(事務局)
- 解説書等の作成に示唆を与えるような検討をイメージするが、得られた検討結果をガイドライン等の作成にどう活用していくか。(委員)
- 資料のとおり多岐にわたる基準が関係してくる。動物取扱業の登録基準、遵守基準だけでなく、飼い主の一般的な飼い方にも訴求しなければという意識を持つての検討になる。(事務局)

#### ◆ 対象とする動物

- 先ずは犬猫を対象として検討を進めることを提案する。動物園動物、実験動物については、別枠で検討していると承知している。(委員)

#### ◆ 情報収集、自治事務を念頭に置いた国の役割

- 検討にあたり、外国での状況、法律等の知見を集めて欲しい。(委員)
- 動愛法は自治事務であり、国が基準、ガイドラインを定め、自治体の権限を縛ることに慎重でなければならない。自治体が裁量を行使し、ことに当たるのが本来の立場。詳細な基準設定のメリットだけでなく、弊害も念頭に置いた方がよい。(委員)
- 昨今の法律のトレンドは、国が定性的到達目標などを定め、それをどう達成するか、自治体等の自主的な取り組みをいかにするかとの発想が重要。(委員)
- 数値の設定による明確化についての現場ニーズ、背景、リアルな実態を把握したい。(委員)
- 自治体担当部署にヒアリングして意見を聴くなど、近時の問題事例発生の経緯及び対応等のファクトを教えて欲しい。(委員)

- 基準を定めるにあたっては、現場での実効性がないと意味が無く、自治体のニーズ把握は重要。昨今は、多頭飼育崩壊等一般の飼い主の問題が多く、業態に絞るよりも全体に係るようにすべき。(委員)

#### ◆ アニマルベースメジャー、アニマルウェルフェア

- 管理や施設の規制を目指した文言や数値の設定が、動物福祉の改善につながっているかは重要。ウェルフェアとは、動物がどうなっているかが最重要であり、アニマルベースメジャーによる規制が基本的な考え方。(委員)
- 諸外国の法律にも動物評価の文言が入っているのでは。ウェルフェアの状態がどうか、研究蓄積を調べ加えていくことが、法律の有効化につながる。(委員)

#### ◆ 自治体・業者の現状や国内外の科学的知見をふまえた規制のあり方

- 自治体での自由な裁量をあまり侵害しないことは基本的に同感だが、業者と自治体職員の知識、技術が不十分。自治体の人事制度等によりプロが育ちにくい。また、業者については取扱責任者の要件が緩すぎる。裁量を持っている人間がきちんと指導できる、あるいは管理できるということを保証しないと、適正な執行は難しいのでは。(委員)
- 科学的な根拠があれば全国一律の基準を設定するのもよいのでは。最新の知見や海外の動向とのバランスを見て、具体的に示すことが自治体職員の負担軽減となる。やはり自治体職員等の意見を聴く機会が必要。また、海外の情報収集にあたっては、法文だけでなく運用方法、実効性をセットで調べられたい。(委員)
- 「動物取扱業等に対する行政による勧告、命令、立入検査数等」の資料で、法律に基づく勧告、業務停止等が少ないが、その原因を調べる必要がある。(委員)

#### ◆ 哺乳類と爬虫類の違い、共通する考え方

- 爬虫類は犬猫とは異なり生態が多様。基本的には変温動物で冬眠するもの、産卵をするものがある。繁殖では、小さく生まれ、大きく育ち、長寿のものが多い。獣医学的、疫学的な知見が乏しい。(委員)
- 多くは野外状態の個体を捕らえて愛護動物となるなどで、どのような状態が適正飼養かよくわからない。一方、家畜化されているものもあり、産業動物の知見が参考になる。
- 爬虫類は犬猫の議論と分ける必要がある。(委員)
- アニマルベースメジャーの見方としては、多くの種で共通する。快・不快等の情動の側面、ストレスの側面、動物の動きが発現できるかの側面、3つの視点からの評価が必要。評価法が違うわけではなく、各側面の反応が違うだけ。そのような状態を目指すりコメンデーションとして、飼育施設の整備、管理の要請がある。視点は動物、業種にかかわらず一緒の方向。(委員)

## ◆ 飼養者等への教育・研修

- OIE 基準では飼育者への公的教育が必要とされている。公的教育を受けてもらうことを明記し、大切なことは何かを教育すべき。(委員)
- 教育のシステムを作る必要がある。動物園動物、実験動物など団体ごとに教育をしていこうという動きがある。(委員)
- 環境省では、犬猫の適正飼養・適正譲渡ガイドラインを公表しているとともに、ブロック単位で研修会を実施している。最近では海外の考え方、見方を紹介してもらう研修会も実施している。そのほか、年1回、100名程度の動物愛護管理行政担当者を集め1週間程度の研修を実施しており、そこで事例等の課題研究、情報共有を行っている。(事務局)

## ◆ 総合討論

- 長年現場で動物愛護に携わっている自治体職員からは、数値基準等は不要との意見もある一方で、短期間で異動する自治体職員は細かい基準設定が必要との意見もある。また、印象として自治体が対応に苦慮しているのは基準の問題だけでなく、廃業させた後の犬猫をどう扱うかがネックになっているようだ。基準だけでなくトータルで考える必要がある。(事務局)
- 裁量を行使する際のガイドライン、助言は必要。全てを国が示すのか、公的な団体か、あるいは現場の自主的勉強会か。専門家としての自己研鑽、能力の維持が必要。日本では役所などの公的機関が行うのか、これらを海外と比較することで変わってくると思う。(委員)
- 環境省では、海外情報収集のため職員をドイツ及びイギリスに派遣して調査を実施したところ、海外では民間、特に繁殖業は繁殖業団体、ケネルクラブによる民間規制、民間ガイドライン、半官半民的な指針等が充実している印象がある。また、法律に基づく制度だけの議論でなく、運用や背景にある文化までをトータルにみる必要がある。行政がどこまで行うかについて、飼い主意識、消費者意識の变革を求めていくことだとの印象を持った。(事務局)
- 資料の勧告の内容と、勧告に至った理由を知りたい。(委員)
- 定性的になるかもしれないが、アニマルベースメジャーの考え方で進めることができれば、犬猫より広い範囲でのガイドラインを提示することは可能ではないか。(委員)
- 一定以上のストレスでアニマルウェルフェアの状態が悪くなった場合は、常同行動などの共通した状態の判断が可能な気がする。明らかにひどいと思う事例のまとめたものがあれば、それに対応するガイドライン、規制又は基準等を考え、問題点を整理しポイントを絞るなどしては。(委員)
- 海外の法律、アニマルベースメジャーのウェルフェアの考え方を含めた資料を示してほしい。(委員)
- 現場で優先的に求められている部分についてもデータを提示して欲しい。(委員)

- 犬・猫をまず進めることは基本的に賛成。海外は種別のコードを出している。実現可能性を含め具体的検討を進められれば良い。(委員)

以上